

令和 6 年度  
(2024 年度)

# 事業概要

令和 6 (2024) 年 4 月  
川崎市健康福祉局

# 目 次

1 健康福祉局の事務 ..... P 1	(7) 医療保険部 ..... P 28
2 予算から見た健康福祉 ..... P 5	(8) 総合リハビリテーション推進センター ..... P 30
3 令和6(2024)年度予算における「かわさき10年戦略」の 主な事業(健康福祉局関係) ..... P 7	(9) 健康安全研究所 ..... P 31
4 令和6(2023)年度 各部・室における取組概要	(10) 看護大学 ..... P 31
(1) 総務部 ..... P 10	
(2) 生活保護・自立支援室 ..... P 12	
(3) 地域包括ケア推進室 ..... P 14	
(4) 長寿社会部 ..... P 16	
(5) 障害保健福祉部 ..... P 19	
(6) 保健医療政策部 ..... P 21	

# 1 健康福祉局の事務

## 総 務 部

### 庶 務 課

- (1) 局の人事、予算及び決算
- (2) 局の市税外収入
- (3) 局内の連絡調整及び事務改善
- (4) 局事業の調査、統計及び資料収集
- (5) 局所属職員の労務管理及び安全衛生管理
- (6) 公衆衛生及び社会福祉事業従事職員の人材育成並びに社会福祉事業従事者の研修
- (7) 局内他の課の主管に属しないこと

### 保 健 福 祉 シ ス テ ム 課

- (1) 局の情報化施策の推進
- (2) 福祉総合情報システム
- (3) 保健所総合システム

### 危 機 管 理 担 当

- (1) 保健、医療及び福祉に係る危機管理（他の所管に属するものを除く。）

### 企 画 課

- (1) 局主要事業の企画、調整及び進行管理
- (2) 局事業の広報
- (3) 社会福祉法人（局の所管に属するものに限る。）の認可及び指導監査
- (4) 社会福祉連携推進法人（局の所管に属するものに限る。）の認定等
- (5) 局民間活用事業者選定評価委員会

### 施 設 課

- (1) 局の所管に属する施設の整備

### 価 格 高 騰 支 援 給 付 金 担 当

- (1) 住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金

## 生 活 保 護 ・ 自 立 支 援 室

- (1) 生活保護法の施行
- (2) 行旅病人及び行旅旅死亡人取扱法の施行
- (3) 福祉事務所との連絡調整
- (4) 生活資金貸付金
- (5) 生活保護法等に係る施行事務監査
- (6) ホームレスの自立支援対策
- (7) 生活困窮者の支援対策

## 地 域 包 括 ケ ア 推 進 室

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 一般介護予防事業（多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の推進に係るものに限る。）
- (4) 地域看護等の指導及び調整
- (5) 介護予防・生活支援サービス事業（指定事業者に係るものを除く。）
- (6) 認知症施策
- (7) 高齢者の権利擁護
- (8) 地域リハビリテーションの推進
- (9) 難病等の対策（他の所管に属するものを除く。）
- (10) 医療と介護の連携
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者相談支援センター
- (13) 地域社会福祉
- (14) 地域福祉計画の推進
- (15) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整
- (16) 民生委員法の施行
- (17) 民間社会福祉事業の振興及び育成
- (18) 災害救助その他援護事業
- (19) 戦没者遺族、旧軍人等の援護
- (20) 日本赤十字社
- (21) 社会福祉審議会
- (22) 民生委員推薦会
- (23) 災害弔慰金等支給審査委員会
- (24) 総合福祉センター

## 長 寿 社 会 部

### 高 齢 者 事 業 推 進 課

- (1) 高齢者施策における保健及び福祉の計画推進
- (2) 老人福祉法の施行
- (3) 介護保険法に規定する施設及び事業者
- (4) 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く。）、介護老人保健施設等の指導監査
- (5) 養護老人ホーム恵楽園及び総合研修センター

### 介 護 保 険 課

- (1) 介護保険法の施行（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 介護認定審査会及び介護保険運営協議会

### 高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス 課

- (1) 高齢者のいきがい施策
- (2) 高齢者の在宅福祉
- (3) 福祉有償運送運営協議会
- (4) 老人福祉センター、老人福祉・地域交流センター及び老人いこいの家
- (5) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

## 障 害 保 健 福 祉 部

### 障 害 計 画 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係に限る。）（障害者施設指導課及び障害福祉課の所管に属するものを除く。）
- (3) 発達障害者支援法の施行
- (4) 障害者施策における保健及び福祉の計画推進
- (5) 障害者施策審議会
- (6) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンターとの連絡調整（他の所管に属するものを除く。）

### 障 害 福 祉 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（支給決定等、給付費の支給及び地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に係るものに限る。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の給付費の支給及び入所措置に係るものに限る。）
- (3) 身体障害者福祉法の施行
- (4) 知的障害者福祉法の施行
- (5) 在宅重度重複障害者等手当等の支給
- (6) 療育手帳制度
- (7) 障害者の在宅福祉（障害者社会参加・就労支援課の所管に属するものを除く。）
- (8) 障害支援区分認定審査会
- (9) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての業務に係る部分に限る。）との連絡調整

### 障 害 者 社 会 参 加 ・ 就 労 支 援 課

- (1) 障害者の就労の支援
- (2) 身体障害者更生資金の貸付
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に限る。）
- (4) 障害者の在宅福祉（社会参加及び就労支援に関することに限る。）
- (5) 障害者及び障害児の社会参加促進
- (6) 身体障害者更生資金貸付審査会
- (7) 心身障害者福祉事業基金運営委員会
- (8) 聴覚障害者情報文化センター及び視覚障害者情報文化センター
- (9) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

### 障 害 者 施 設 指 導 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（同法に基づく施設及び事業者に係るものに限る。）（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の施設及び事業者に係るものに限る。）
- (3) 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の指導監査
- (4) 地域リハビリテーションセンター（在宅支援室、日中活動センター及び地域生活支援センターに係るものに限る。）
- (5) 柿生学園、ふじみ園、中央療育センター、地域療育センター、三田福祉ホーム、陽光ホーム、井田重度障害者等生活施設、社会復帰訓練所、わーくす高津及び身体障害者福祉会館

### 精 神 保 健 課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（精神障害者に係るものに限る。）に係るものに限る。）
- (3) 心神喪失者等医療観察法
- (4) 精神障害者の在宅福祉
- (5) 精神障害者の社会参加促進
- (6) 精神保健福祉審議会
- (7) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（精神保健福祉センターとしての業務に係る部分に限る。）並びにこころの相談所との連絡調整

### こ こ ろ の 相 談 所

- (1) 所の維持管理
- (2) 精神保健福祉に関する相談及び診療

## 保健医療政策部

- (1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整
- (2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整
- (3) 神奈川県公衆衛生協会
- (4) 保健医療政策に係る施策及び事業の調整
- (5) 看護師充足対策
- (6) 医療関係団体との連絡調整
- (7) 地域医療施策の計画推進
- (8) 地域保健施策の推進
- (9) 健康づくり施策の推進
- (10) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (11) 一般介護予防事業（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）
- (12) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査
- (13) 食育の推進
- (14) 食品表示の総括等
- (15) 原爆被害者の保健
- (16) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導
- (17) 国民健康保険法に基づく保健事業（医療保険課の所管に属するものを除く。）
- (18) 後期高齢者の健康診査
- (19) 歯科保健の企画、調整及び推進
- (20) 公害健康被害補償事業
- (21) 公害保健福祉事業
- (22) 公害に係る健康被害の予防
- (23) 公害に係る健康調査
- (24) 公害に係る健康管理及び保健指導
- (25) 成人ぜん息患者医療費助成
- (26) 環境衛生の普及啓発
- (27) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (28) 建築物における衛生的環境の確保
- (29) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (30) 市民葬儀及び葬祭場（まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に属するものを除く。）
- (31) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等
- (32) 狂犬病予防及び動物の愛護
- (33) 食品衛生の普及啓発
- (34) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (35) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
- (36) 救急医療対策
- (37) 災害時医療対策
- (38) 新興感染症対策
- (39) 感染症の発生の予防及びまん延の防止

- (40) 感染症に係る知識の普及啓発
- (41) 感染症に係る医療の提供
- (42) 予防接種
- (43) 医務
- (44) 薬務
- (45) 血液対策
- (46) 保健所運営協議会
- (47) 地域医療審議会
- (48) 食育推進会議
- (49) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会
- (50) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
- (51) 市民葬儀運営協議会
- (52) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会
- (53) 医療安全相談センター運営協議会
- (54) 精度管理専門委員会
- (55) 保健所支所との連絡調整
- (56) 動物愛護センターとの連絡調整
- (57) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整
- (58) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

## 動物愛護センター

- (1) センターの維持管理
- (2) 動物愛護思想の普及啓発
- (3) 動物の適正飼養の指導及び助言
- (4) 犬、猫等の動物の引取り、収容管理、譲渡し及び処分
- (5) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制
- (6) 動物に係る公衆衛生上の調査研究
- (7) 犬の捕獲及び返還
- (8) 狂犬病の予防
- (9) 特定動物の飼養又は保管の規制

## 中央卸売市場食品衛生検査所

- (1) 所の維持管理
- (2) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導
- (3) 食品等の検査及び試験
- (4) 食品表示（衛生及び品質に関する表示関係に限る。）
- (5) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導

## 医療保険部

### 医療保険課

- (1) 国民健康保険の企画、調査、統計及び運営（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 後期高齢者医療（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 国民健康保険運営協議会

### 収納管理課

- (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納対策の企画及び推進
- (2) 国民健康保険における被保険者及び第三者に係る損害賠償請求等の収納対策の企画及び推進

### 国民年金・福祉医療課

- (1) 国民年金の企画、調査、統計及び運営
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に係るものに限る。）
- (3) 重度障害者医療費助成
- (4) 指定難病医療費助成
- (5) 指定難病審査会

## 総合リハビリテーション推進センター

### 総務・判定課

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンターの総括
- (2) 総合リハビリテーション推進センターの維持管理
- (3) 自立支援医療（国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。）及び精神障害者保健福祉手帳制度
- (4) 身体障害者手帳の審査及び更生医療の判定
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の運用に係る調整
- (6) 精神医療審査会

### こころの健康課

- (1) 精神保健福祉に関する相談及び指導助言
- (2) アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症の相談及び対策
- (3) 精神科救急業務及び退院後支援

### 企画・連携推進課

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する関連施策及び制度との運用に係る調整
- (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務の総括
- (4) 障害者の地域移行支援及び地域定着支援
- (5) 社会的ひきこもりの相談及び自立支援
- (6) 自殺対策
- (7) 医療的ケア児等に係る相談、指導助言及び連絡調整
- (8) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

### 地域支援室（南部・中部・北部）

- (1) 中部リハビリテーションセンター（中部在宅支援室、中部日中活動センター及び中部地域生活支援センターを除く。）の維持管理
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の相談、指導助言、治療及び訓練
- (3) 巡回相談の企画及び実施
- (4) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (5) 医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導
- (6) 補装具の処方及び適合判定
- (7) 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇
- (8) 関係機関への技術援助及び技術講習の提供
- (9) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

## 健康安全研究所

- (1) 所の維持管理
- (2) 試験検査の企画、調査及び統計
- (3) 公衆衛生従事者の研修
- (4) 感染症情報センター
- (5) 微生物学的試験検査及び調査研究
- (6) 衛生動物の試験検査及び調査研究
- (7) 理化学的試験検査及び調査研究
- (8) その他公衆衛生上必要な試験検査及び調査研究

## 看護大学

### 事務局

- (1) 地域との連携に係る企画及び調整
- (2) 公開講座
- (3) 研究事務
- (4) 大学院設置の準備

### 総務学生課

- (1) 看護大学の施設の維持管理
- (2) 評議会、教授会（教授会の下に設置される委員会を含む。）及び自己点検・評価委員会
- (3) 看護大学の規程
- (4) 学生の入学、退学、卒業及び学籍
- (5) 教育課程及び授業
- (6) 図書館に係る図書及び資料の管理
- (7) 学生の厚生及び保健衛生
- (8) 学生の課外活動
- (9) その他学生及び学生団体
- (10) 他の所管に属しないこと

## 2 予算から見た健康福祉

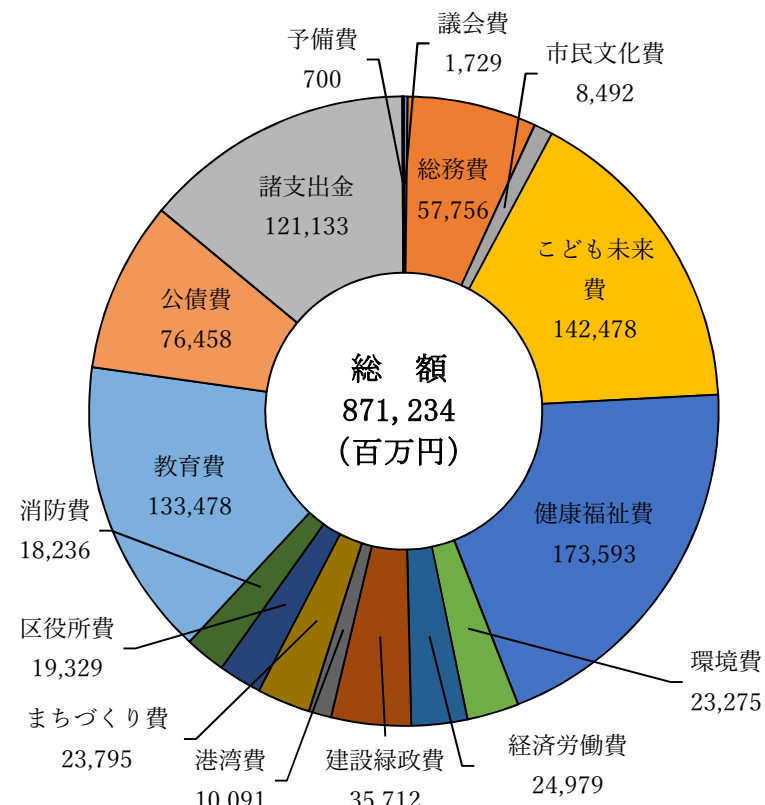
令和6(2024)年度川崎市一般会計予算 (単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	1,729	0.2%	1,852	0.2%	△ 123	△ 6.6%
総務費	57,756	6.6%	56,798	6.5%	958	1.7%
市民文化費	8,492	1.0%	8,539	1.0%	△ 47	△ 0.6%
こども未来費	142,478	16.3%	136,331	15.7%	6,147	4.5%
健康福祉費	173,593	19.9%	183,886	21.2%	△ 10,293	△ 5.6%
環境費	23,275	2.7%	38,961	4.5%	△ 15,686	△ 40.3%
経済労働費	24,979	2.9%	25,631	3.0%	△ 652	△ 2.5%
建設緑政費	35,712	4.1%	29,254	3.4%	6,458	22.1%
港湾費	10,091	1.2%	10,404	1.2%	△ 313	△ 3.0%
まちづくり費	23,795	2.7%	19,520	2.3%	4,275	21.9%
区役所費	19,329	2.2%	18,462	2.1%	867	4.7%
消防費	18,236	2.1%	16,687	1.9%	1,549	9.3%
教育費	133,478	15.3%	115,566	13.3%	17,912	15.5%
公債費	76,458	8.8%	74,020	8.5%	2,438	3.3%
諸支出金	121,133	13.9%	130,651	15.1%	△ 9,518	△ 7.3%
予備費	700	0.1%	700	0.1%	-	-
合計	871,234	100.0%	867,262	100.0%	3,972	0.5%

※端数調整の関係で、合計が一致しない場合があります。

川崎市の令和6(2024)年度一般会計予算は、8,712億3,370万円で、対前年度比で40億円の増(+0.5%)となっています。そのうち、健康福祉局関係予算は、1,735億9,349万円で、一般会計予算に占める割合が19.9%と最も多くなっています。

令和6(2024)年度川崎市一般会計予算



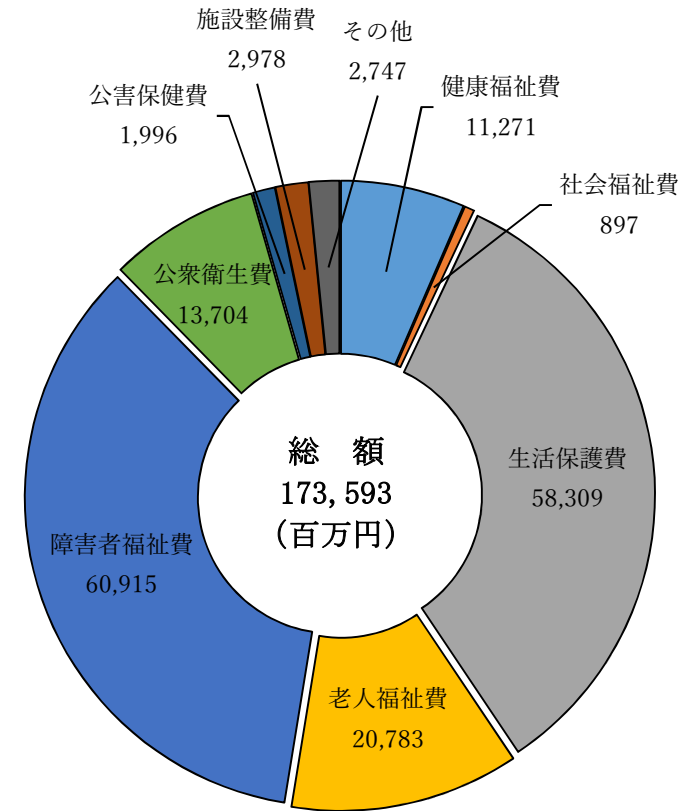
## 令和6(2024)年度健康福祉局関係予算内訳

(単位:百万円)

会計	科目	令和6年度		令和5年度 予算額	比較	
		予算額	構成比		増減額	増減率
一般会計	健康福祉費	11,271	6.5%	10,293	978	9.5%
	社会福祉費	897	0.5%	935	△ 38	△ 4.1%
	生活保護費	58,309	33.6%	59,056	△ 747	△ 1.3%
	老人福祉費	20,783	12.0%	20,994	△ 211	△ 1.0%
	障害者福祉費	60,915	35.1%	56,158	4,757	8.5%
	国民年金費	692	0.4%	339	353	104.1%
	公衆衛生費	13,704	7.9%	28,190	△ 14,486	△ 51.4%
	公害保健費	1,996	1.1%	2,012	△ 16	△ 0.8%
	保健衛生施設費	1,102	0.6%	1,411	△ 309	△ 21.9%
	保健所費	34	0.0%	34	0	0.0%
	看護短期大学費	919	0.5%	686	233	34.0%
	施設整備費	2,978	1.7%	3,785	△ 807	△ 21.3%
一般会計 計		173,593	100.0%	183,886	△ 10,293	△ 5.6%
特別会計	国民健康保険事業	125,192	48.1%	128,618	△ 3,426	△ 2.7%
	後期高齢者医療事業	21,841	8.4%	19,610	2,231	11.4%
	公害健康被害補償事業	71	0.0%	75	△ 4	△ 5.3%
	介護保険事業	113,005	43.4%	114,899	△ 1,894	△ 1.6%
特別会計 計(健康福祉局のみ)		260,109	100.0%	263,202	△ 3,093	△ 1.2%

※端数調整の関係で、合計が一致しない場合があります。

## 令和6(2024)年度健康福祉局関係予算(一般会計)



一般会計における健康福祉局関係予算は、障害者福祉費が4億7,569万8千円の増(+8.5%)、国民年金費が3億5,310万円の増(+104.1%)となったものの、公衆衛生費が1億4,487万5千8百75円の減(△51.4%)の減となったことなどにより、対前年度比で1億2,927万9千円の減(△5.6%)となっています。

また、特別会計は、国民健康保険事業、公害健康被害補償事業及び介護保険事業の減により、対前年度比で3億9,315万円の減(△1.2%)となっています。



### 3 令和6(2024)年度予算における

#### 「かわさき10年戦略」の主な事業(健康福祉局関係)

##### 【戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす】

###### <地域防災力の向上>

自らの生命は自ら守る意識の向上や、災害時に地域で助け合えるしくみづくりを行い、地域の自助・共助による防災・減災の取組を推進します。

○地域防災力の強化に向けた取組の推進

・高齢者・障害者等の個別避難計画作成の実施 52,898千円(拡充)

###### <感染症対策の強化>

新興感染症を含む感染症の予防及びまん延防止に係る総合的な施策を推進します。

○定期予防接種の実施や市民啓発等による予防対策の推進 5,907,909千円

○新興感染症の発生ステージに応じた関係機関と連携した取組の推進 589,782千円

##### 【戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす】

###### <子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり>

子どもがすこやかに安心して育つよう、児童虐待の未然防止や支援が必要な家庭・子どもへの専門的な支援体制を充実します。

○障害児等への適時適切な相談・支援の実施

・障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けた子ども発達・相談センターの中原区・高津区への整備の推進 322,361千円(拡充)

・医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所の充実に向けた取組 88,101千円

## 【戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす】

### ＜総合的なケアの推進＞

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を実現するため、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組を推進します。また、全世代・全対象型の地域リハビリテーションや、認知症対策、質の高い介護サービスを支える人材の確保等に向けた取組を推進します。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組 206,762千円
- 全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進 190,395千円
- 認知症の人や家族を地域で支える体制の構築 13,478千円
- 質の高い介護サービスを支える人材の確保 251,716千円
- 障害福祉サービス基盤の整備 1,366,155千円

### ＜健康寿命の延伸に向けた取組＞

健康的な状態で長生きができるよう、市民の主体的な健康づくりを支援する取組を学校、地域、企業等と連携して推進します。また、国民病ともいふべき「がん」や生活習慣病の予防に向けたがん検診等の受診率向上の取組を推進するとともに、介護サービスの質を評価する取組を実施します。

- 市民の健康づくりの促進 131,848千円
  - ・かわさきTEKTEKの応援金による小学校への還元の実施 28,395千円（拡充）
- がん検診の受診率向上に向けた取組 2,291,277千円
- かわさき健幸福寿プロジェクトの推進 36,656千円

### ＜社会的・経済的自立に向けた取組の推進＞

障害者本人の希望を踏まえた就労支援や、ひきこもり地域支援センターを中心とした支援などの取組を推進します。

- 障害者の特性に応じた就労等に向けた取組の推進 83,932千円（拡充）
  - ・短時間雇用プロジェクトや雇用就労マッチング及び障害者雇用を検討している企業への相談支援体制の強化
- ひきこもり地域支援センターにおける取組の推進 58,133千円

＜誰もが生きがいを持てる地域づくり＞

誰もが地域で生き生きと暮らせるよう、高齢者や障害者の社会参加を促進するための取組を推進します。

○高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進に向けた取組 2,331,105千円

## 4 令和6(2024)年度 各部・室における取組概要

(1)

### 総務部

#### 1 社会福祉法人等の認可・指導監査

健康福祉局が所管する高齢・障害等の社会福祉事業に係る社会福祉法人の設立・認可及び社会福祉連携推進法人の認定等に当たり、本市における福祉サービスの向上に寄与するよう、社会福祉に関わる事業の趣旨・目的や透明性の確保等の観点から、審査等を行います。

また、運営開始後における適正かつ適切な法人運営を図ることを目的として、定期的に、実地での指導監査を行うとともに、法人事務局職員を対象に、法人運営手続等に関する指導講習会を開催します。

#### 2 保健福祉DXの推進

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの統一・標準化に向けた移行作業を開始するとともに、より効率的・効果的なシステム運用保守、情報化施策、情報セキュリティ対策等に向けた検討を進めます。

また、標準化システムを基軸として、医療DX等の取組を推進します。

#### 3 施設の整備

健康福祉局が所管する土地や建物の財産管理及び施設建設に係る業務を一体的に担い、関連情報・専門知識・ノウハウを集中させることで、業務執行の効率化を図るとともに、関係局や各事業所管部署と連携しながら、建設手法の検討、建替え・長寿命化の推進、新たな施設を設置・運営する法人の選定、施設の建設・修繕に係る調整等に取り組みます。

#### **4 医療・保健・福祉分野における災害対策の推進**

医療・保健・福祉分野における災害対策の推進に向け、危機管理本部や各区役所等と連携を図りながら、局内における全体調整を行います。

また、発災時に、災害福祉調整本部を設置し、庁内関係部署、関係機関、関係団体による連携のもと、福祉施設や二次避難所等に関する情報共有を行いながら、迅速かつ的確な対応ができるよう、災害対応訓練等を通じた、災害福祉調整本部体制の充実や実効性の向上を図ります。

加えて、避難行動要支援者の個別避難計画について、障害分野における作成支援の更なる推進を図るとともに、高齢分野においても、令和6（2024）年3月に作成が開始となったことを踏まえ、ケアマネジャーなどの作成支援者の相談対応を含めた、後方支援を行うなど、令和7（2025）年度末までに、優先作成対象者に対する作成支援の取組を進めます。

さらに、二次避難所については、個別避難計画の作成状況などを踏まえ、社会福祉法人等と連携しながら、開設訓練の実施、二次避難所設置数の拡大等の取組を推進します。

#### **5 物価高に伴う給付金の支給**

デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高により、厳しい経済状況にある生活者への支援策として、令和5（2023）年度分又は令和6（2024）年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（令和6（2024）年度分については、令和5年（2023）度分において、給付対象となった世帯を除く。）に対し、給付金を支給します。

## (2)

# 生活保護・自立支援室

### 1 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護の相談・申請窓口は、現住所地の福祉事務所になり、生活に困窮する本人か、同居する世帯員が申請する必要があります。

生活保護は世帯単位で行うことを原則としていることから、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われます。それでも、最低限度の生活を維持することのできない場合には、国が定める基準で計算する最低生活費と申請する世帯の収入を比較し、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた額が、生活保護費として支給されることとなります。

本市の生活保護の動向については、平成 4 (1992) 年 2 月の被保護世帯数 6,151 世帯、平成 4 (1992) 年 5 月の被保護人員数 8,816 人を底に、増加が続いておりました。近年は、減少傾向となり、令和 6 (2024) 年 1 月では、23,164 世帯、28,166 人となっておりますが、引き続き、物価高騰等の足下の社会経済情勢等を踏まえつつ、今後の動向を注視していく必要があります。

また、世帯類型別の世帯数としては、「高齢者世帯」数が 12,611 世帯で、被保護世帯の半数を超えています。また、主に稼働年齢層で失業を理由に被保護世帯となった「その他世帯」数が 3,810 世帯であり、就労支援による自立の助長が求められています。

令和 6 (2024) 年度の当初予算においては、生活保護業務の実施にかかる経費として 577 億円を計上し、福祉事務所のケースワーカーによる被保護者への生活保障と自立助長を基本としながら、一人ひとりの能力や意欲に合った就労支援や直ちに就労に向けた取組を行うことが困難な被保護者に対する就労準備支援、貧困の連鎖の防止に向けた子どもへの学習支援、被保護者の健康の保持等に着眼してその予防や指導を行う健康管理支援、民間賃貸住宅などの居住確保支援に取り組むとともに、生活保護制度の適正実施の確保に向けて、不正受給の防止や医療扶助の適正化の充実・強化を図っていきます。

## **2 ホームレスの自立支援**

本市のホームレス数は、平成 15(2003)年の 1,038 人をピークに減少に転じ、令和 5(2023)年には 132 人にまで減少しています。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までを計画期間とする「第 5 期川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、「路上(野宿)生活期間の長期化への対応」、「不安定な居住環境にある人への支援」、「高齢や障害が疑われるホームレスに対する医療・介護的視点に基づいた支援」に重点を置き、各種施策を実施しています。

取組にあたっては、「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による、安定した地域生活の実現をめざして」を基本目標に掲げ、巡回相談員による市内ホームレスの訪問、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営、再野宿の防止と地域定着を目的としたセンター退所後の住居への訪問、年末年始の緊急援護事業等により、総合的に自立支援を推進しています。

## **3 生活困窮者の自立支援**

生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう川崎駅前に設置した「川崎市生活自立・仕事相談センター(呼称:だいJOBセンター)」において、生活困窮者の日常的・社会的・経済的自立に向け、就労支援、精神保健支援、居住支援、家計改善支援及び法律相談等の専門相談支援等を行っています。また、相談者の利便性の向上等を目的に、週 1 回、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所において出張相談を実施しており、令和 3(2021)年度から、来所が困難な方のためにオンライン相談を開始しました。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、様々な専門分野の支援員が、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。

その他、相談者の体力・能力、職種、時間帯など求職者の状況に合った求人を開拓し、紹介する生活困窮者就労支援事業、直ちに就職活動を行うことが困難な者に対して、就労に向けた基礎能力を整えるための支援を行う就労準備支援事業、失業等により住居を失う恐れのある方等に対する住居確保給付金事業の申請・相談受付等を実施し、生活困窮者の自立促進を図ります。

## (3)

# 地域包括ケア推進室

### 1 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、推進ビジョンを上位概念とする「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（かわさきいきいき長寿プラン）、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」（第5次かわさきノーモライゼーションプラン改定版）等の関連計画と連携を図りながら、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築に向けて取組を推進します。

推進ビジョンにおける第2段階のシステム構築期として、意識の醸成と参加・活動の促進に向けた戦略的広報を進める「意識づくり」、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）を中心とし、地区カルテ等を活用しながら、地域課題の共有・解決に向けて、住民主体の取組の支援等を進める「地域づくり」、医療やケアが必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、専門多職種連携による相談支援体制の整備と医療・介護連携の強化等を進める「仕組みづくり」等に取り組みます。

### 2 地域福祉の推進

令和6(2024)年3月に策定した「第7期川崎市地域福祉計画」に基づき、「ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」を基本目標として、地域福祉の向上を進めます。

また、地域でのきめ細やかな支え合いの促進を図るため、更生保護、社会を明るくする運動、戦没者遺族援護、日本赤十字社関係、地域見守りネットワーク事業等の着実な取組や社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会の活動支援を行います。

### 3 地域のネットワークづくりの推進

住民同士が互いに気にかけて、様々な生活上の課題の把握や支え合いの仕組みづくりに向けて、区役所と連携しながら、市民をはじめ、民間事業者や多様な主体が顔の見える関係を構築し、地域特性に応じた地域のネットワークづくりを進めます。

また、地域の多様な主体間の相互連携の推進や必要な地域資源の充実に向け、地域支え合い推進事業を推進していきます。



## **4 認知症施策**

更なる高齢化の進展と認知症の人の増加が見込まれる中で、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症予防の取組、認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた幅広い普及啓発、支援のための医療と介護の連携、チームオレンジの整備に向けた準備など、地域における認知症施策の推進、認知症家族介護者に対する支援など、本人やその家族のためのケア体制を整備することが必要となっています。こうしたことから、本人や家族の生活支援や、医療と介護の連携、川崎市成年後見制度利用促進計画に基づく取組など権利擁護体制の推進に取り組みます。

## **5 在宅医療・介護連携の推進**

高齢化の進展に伴い、在宅で医療・介護を必要とする患者の増加が見込まれています。医療と介護の連携を図りながら、多職種連携システムの構築や人材育成、地域住民への普及啓発など、在宅医療・介護体制の充実に取り組みます。

また、がんや難病等を患っている市民やその家族に対し、状況に応じた適切かつ円滑な支援が行えるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

## **6 高齢者の自立支援・重度化防止の取組**

状態の改善可能性が高い要支援高齢者等に対する自立支援・重度化防止を推進するため、地域包括支援センター、地域リハビリテーション支援拠点、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に配置する生活支援コーディネーター等による初期相談の強化と、自立支援型サービスの整備を進めます。

併せて、要支援状態となる主たる原因が、体を動かさないことによる心身の機能低下であることを踏まえ、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な主体と連携した活動・参加の場や機会の充実に取り組みます。

## **7 高齢者・障害者に対する相談支援の充実・強化**

高齢者と障害者の地域生活を支えるため、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）・地区健康福祉ステーション、市内49ヶ所に設置している地域包括支援センター、市内26ヶ所に設置している障害者相談支援センターを中心として、相談支援事業の充実や各主体間の有機的な連携のもと、支援体制を強化していきます。

併せて、地域の多様な支援ニーズに的確に対応できるよう、地域ケア会議や地域自立支援協議会の充実に図りながら、介護支援専門員や障害者相談支援専門員等との連携を強化していきます。

## (4)

# 長 寿 社 会 部

### 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)の推進

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を目指し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(かわさきいきいき長寿プラン)を令和6(2024)年3月に策定しました。

この計画においては、基本目標として、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」、「介護が必要となっても『かわさき』で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を掲げ、計画期間内に、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えること、また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据え、中長期的な視点で、「いきがい・健康づくり・介護予防等の推進」、「地域のネットワークづくりの強化」、「利用者本位のサービスの提供」、「医療介護連携・認知症施策等の推進」、「高齢者の多様な居住環境の実現」の取組を進めます。

### 2 高齢者の多様な居住環境の実現

令和4(2022)年度に実施した「高齢者実態調査」の結果を踏まえると、多くの高齢者が「介護が必要になった場合でも、家族に負担をかけずに自宅で暮らしたい」と望んでいる状況であることから、在宅生活を支えていくための居宅サービスや地域に密着したサービスの拡充、さらには、介護者の負担軽減のためのショートステイの整備を進めていくことが重要となります。

こうしたことから、要介護度の比較的高い高齢者の在宅生活を支え、24時間体制で随時対応が可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「通い」・「訪問」・「泊まり」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」及び医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」や「認知症高齢者グループホーム」等の「地域密着型サービス」の整備を計画的に推進します。また、要介護度が重度の方で、在宅生活が困難となった際の重度者向けの住まいとして「特別養護老人ホーム」等の整備を進めます。

### 3 介護人材の確保、定着支援

介護サービス事業所の人材不足への対応として、確保・定着に向けた各施策を展開しています。

国は介護報酬等の制度設計、県は職場環境の整備、本市では、普及啓発イベントや介護職員への家賃支援等を通じた「人材の呼び込み」をはじめ、無料職業紹介や資格取得に向けた受講料補助の「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置や、業務の効率化や介護職員の負担軽減を図る介護ロボット・ICTの導入による「定着支援」、介護職員が一部の医療行為を可能にする「たんの吸引等研修」の拡大などの「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱として、質の高い介護サービスの提供に向けた取組を進めています。

また、後期高齢者が更に増加し、生産年齢人口が減少していく中で、これまでの取組を推進することに加え、介護人材のマッチング・定着支援の充実やテクノロジーの導入、外国人介護人材等の支援などの取組も進めていきます。

### 4 かわさき健幸福寿プロジェクト

介護サービス事業所が提供するサービスの質を適正に評価する「かわさき健幸福寿プロジェクト」の取組を通じて、介護サービス事業所、利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことを目指しています。

今後は、好事例を共有する場を設けるほか、事業効果の検証をもとに、この取組の趣旨等について、更なる普及・啓発及び今後の方向性について検討を進めていきます。

### 5 高齢者のいきがい施策

高齢化がますます進行する中で、高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加を促進することが求められています。地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が地域で積極的な役割を担えるような環境づくりに努め、高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、いきがいづくりや地域社会への参加等を支援します。

こうした中、外出支援施策として、高齢者の社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的に実施している「高齢者外出支援乗車事業」については、令和4(2020)年10月にICカード化した高齢者特別乗車証・高齢者フリーパスの利用実績を分析した上で、外出支援のあり方を検討し、持続可能な制度としていきます。

また、教養の向上、レクリエーション、健康の増進などのために活用する公の施設として、いこいの家といきいきセンターを運営しており、引き続き、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画『IRAP(アイラップ)』」に基づき、社会状況にあった施設として、更に活性化させるとともに、高齢者を中心としながら、地域の多くの方に利用されるための検討を進めます。

## 6 介護サービスの提供

加齢による疾病等で、要介護・要支援状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理等の医療が必要な方に対して、保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、すべての高齢者が安心して生活できるための施策を展開していきます。

また、利用者自身の選択に基づく介護サービス（居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスなど）の利用により、その方の能力に応じ、自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを着実に提供します。

## (5)

# 障 害 保 健 福 祉 部

### 1 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(かわさきノーマライゼーションプラン)の推進

本市の障害福祉施策の総合的な計画として、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念とする「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」(第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版)を令和6(2024)年3月に策定しました。

この計画に基づき、「育ち、学び、働き、暮らす」、「地域とかかわる」、「やさしいまちづくり」の3つの基本方針のもと、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり施策などが連携しながら様々な取組を進めます。

### 2 障害を理由とする差別の解消に向けた取組

令和6(2024)年4月に改正障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市民や事業者の理解を深めるため、様々な制度周知等の啓発を進めています。

今後も、障害を理由とする差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会において課題を協議しながら、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会(共生社会)を実現するための取組を進めます。

### 3 障害児支援の充実

障害児については、発達状況や障害特性を適切に把握し、専門的な支援を行う必要があります。そのため、市内4か所の地域療育センターや令和3(2021)年から設置を進める子ども発達・相談センター(令和6(2024)年4月現在、市内5区に設置)において、適切な評価・支援を行うとともに、地域療育センターにおいては、子どもの状態に応じて、社会性やコミュニケーションスキルなど生活力が高まるよう療育の充実に努めます。

また、平成17(2005)年に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に向け、福祉・保健・医療・教育・労働等の関係機関が連携して取組を進めます。

加えて、昨今の医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に入院後、人工呼吸器等の使用やたんの吸引などの医療的ケアが必要となる子ども(医療的ケア児)が増加しており、令和3(2021)年には、いわゆる「医療的ケア児支援法」が施行されたことから、今後も医療的ケア児に対する在宅支援の充実に取り組めます。

## 4 障害者施設の整備

在宅で暮らしている障害のある方の日中活動の場として、福祉的な活動の場、地域生活での日常生活力の向上などを行う場、一般就労に向けた訓練の場など、それぞれの障害の状況やニーズに応じたサービスの充実に努めます。

また、居宅介護などの在宅サービスの充実、住まいの場であるグループホームや地域生活を支援する拠点施設の整備を推進するなど、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に向けた取組を推進します。

## 5 精神保健福祉対策促進

近年、「こころの健康」について社会的関心が高まっている中で、日々の生活の中で「こころの健康」の保持増進を図りながら、精神疾患や精神障害の有無に関わらず、社会の一員として、地域において安心して暮らし続けることができるよう取組を進めます。

また、令和6(2024)年3月に策定した「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づき、「自殺の実情を知る」、「自殺防止のためにつながる」、「自殺防止のために支える」の3つの基本方針のもと、自殺の防止等に関する調査研究や普及啓発、関係機関のネットワーク形成による連携強化と人材育成、地域精神医療体制の確保等の施策を進めます。

## 6 障害者の就労支援

令和6(2024)年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率が引き上げられるとともに、週の所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者が法定雇用率の算定対象となりました。こうした中、福祉施設から一般就労への移行者数が毎年増加傾向にあり、就職後の定着に向けた支援とあわせて、雇用する企業に対する支援を実施していく必要があります。一方で、福祉的就労の場では、引き続き、利用者工賃の向上が求められています。

こうした状況を踏まえ、就労を希望する障害者と企業における仕事のマッチングを丁寧に行っていくため、企業応援センターかわさきにおける企業向けの雇用相談支援を充実・強化するとともに、地域就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした一般就労に向けた支援や、セルフケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム(K-S T E P)の普及啓発などによる職場定着支援を実施するほか、業務の共同受注窓口である川崎市障害者施設しごとセンターを中心とした、障害福祉サービス事業所等の工賃向上などの取組を進めます。

# (6)

# 保 健 医 療 政 策 部

## 1 災害時における保健・医療対応

大規模災害時に市民の生命や健康を守るため、市全体における保健医療に関する調整能力の機能強化及び一元化を図る保健医療調整本部を設置します。

また、実効性のある体制を構築するため、平時から庁内関係部署及び市内保健医療関係団体、他の地方公共団体等との連携体制強化に係る研修及び訓練を実施します。

さらに、過去の災害で明らかになった問題点や専門家の意見等を踏まえ、災害医療コーディネーターの配置、川崎DMA T 隊員養成のための訓練実施及び資機材購入等の支援、支援・受援体制の整備等を推進します。

## 2 健康危機管理対策

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の新興感染症の発生・まん延時に備えた体制構築や人材育成を行うほか、医療提供体制の役割分担や病床確保等については、今年度、見直しが予定されている新型インフルエンザ等対策特別措置法も踏まえ、県と連携し取組を進めます。

また、広域的な食中毒、有害物質の暴露等、様々な健康危機から市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理業務に携わる局内外関係課と協力し、引き続き危機管理体制、初動対応及び連絡体制の整備を推進します。併せて、平時から市職員、市内医療従事者及び関係事業者等の危機管理意識や対応力の向上を図るための研修会等を実施します。なお、改正医療法に基づき県と連携し、新興感染症の発生・まん延時に備えた医療提供体制の構築や病床確保等の取組を進めます。

## 3 地域医療対策

高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの増大が見込まれる中、そうした需要に的確に対応できる医療提供体制が必要になっていきます。そのため、県の保健医療計画との整合や、関係団体等との連携を図りながら、かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]に基づき、将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携などの取組を進めます。

## 4 救急医療

夜間や休日等における救急医療体制の安定確保が求められており、救急医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、救急医療を必要とする患者が適切な医療を受けられる体制を整備することが必要になっています。

こうしたことから、小児救急や周産期救急等の救急医療体制の安定した運営を確保するための取組を推進するとともに、救急医療機関の機能が十分に発揮されるような体制づくりに取り組みます。さらに、救急医療電話相談事業の実施に向けた神奈川県との協議や救急医療に関わる認識や理解を深めるための広報の充実に取り組みます。

## 5 看護職員確保対策

看護職員の「新規養成」・「定着促進」・「再就業支援」を三本柱として、市内看護師養成施設の運営支援や修学資金貸与制度の運用、院内保育所の運営支援等による医療機関等の勤務環境改善の取組のほか、未就業看護職員の復職支援や各種相談・研修事業を実施する川崎市ナースングセンターへの運営支援等の取組を進めます。

また、医療の高度化・多様化への対応と、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成に向けて、市立看護大学と連携した取組を進めます。

## 6 健康づくり・介護予防

令和6(2024)年3月に、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画」(かわさき健康づくり・食育プラン)に基づき子どもから高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることを目指し、食育と健康づくりの取組をより一層連携し、推進します。

また、生活習慣病発症及び重症化の予防のため、健康的な生活習慣を実践するための栄養、運動、たばこ(禁煙)、歯と口の健康等の分野における各種の取組を進めます。受動喫煙防止対策については、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、各施設等においてこれに沿った対応が必要であることから、引き続き、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、各施設への周知、義務違反への対応など、望まない受動喫煙が生じないよう取組を推進します。

また、健康増進の取組として令和5(2023)年10月からスマートフォンアプリ「かわさきTEKTEK」を活用した健康ポイント事業を実施し、市民の健康意識を高め、健康行動の習慣化を促進するとともに、その成果を子どもに還元する「健康循環社会」の構築を目指します。



さらに、「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（いきいき長寿プラン）に基づき、主体的な健康づくり・介護予防につながる取組として、普及啓発活動及び地域の活動や社会参加を促すための支援を行います。

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導については、令和6（2024）年3月に策定した「川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、受診勧奨の取組を進め、受診率・実施率の向上を図ります。

がん検診については、特定健康診査の受診勧奨との連携や、各種受診勧奨の取組を進めていくことで、受診率等の向上に努めます。

## **7 食育の推進**

近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために食育の推進が重要となっていることから、令和6（2024）年3月に、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画」（かわさき健康づくり・食育プラン）に基づき子どもから高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることを目指し、食育と健康づくりの取組をより一層連携し、推進します。市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭、学校、企業、関係機関や団体等さまざまな分野との連携を図り、取組を進めていきます。

## **8 環境保健・アレルギー疾患対策**

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害被認定者に対する認定更新や補償給付の他、家庭療養指導やインフルエンザ予防接種費用助成、転地療養等の公害保健福祉事業に取り組みます。

また、「アレルギー疾患対策基本法」等に基づき、幅広い疾患対策を進めるために策定した、「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等のための啓発・相談をはじめ、医療提供体制の整備や、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった4つの方向性で、総合的に取り組みます。

## **9 医務・薬務**

医療のあり方や医療事故等に対して、市民の関心が高まっていることから、医療の安全と信頼を高め、市民が安心して医療機関を利用できるようにするため、医療安全の確保対策が重要となっています。さらに、良質な医療の提供には医療関係者の資質の向上が

必須であり、医療安全対策を引き続き進めていきます。

医薬品については、市民の健康被害を防止するため、薬局、医薬品販売業等に対し適正な販売、保管、管理などの監視・指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めます。

また、毒物劇物による事故等を防止するため、業務として毒物劇物を取扱う者の監視指導を実施し、市民の安全確保を図っていきます。併せて、大麻等の乱用が若年層に拡がりをみせていることから、薬物乱用防止啓発活動を実施していきます。

さらに、国が進める医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の一環としてのオンライン資格確認や電子処方箋、マイナポータルを活用したお薬手帳（電子版）等の動向を注視するとともに、医薬品の適正使用のためにかかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の普及に取り組みます。

血液対策事業については、輸血用血液が人工的に造れず、長期間の保管もできないため、毎日一定数の献血者が必要になること、また、定期的な輸血を受けなければならない方がいることを周知し、献血思想の醸成に努めます。

## 10 生活衛生

市民の生活環境と密接に関わる環境衛生関係営業施設の衛生に対する市民の関心は、以前にも増して高まっていることから、各施設の衛生水準の維持・向上及び営業者等による自主管理の推進が重要な課題となっています。施設立入や各種検査により、日頃から環境衛生関係施設の衛生を確保し、安全面を確認することで、市民の快適で安全な暮らしの確保につながっています。さらに、市民に対して健康的な住まい方の知識の普及啓発等を行い、住まいにおける健康で快適な生活環境の確保に取り組みます。

動物の愛護及び管理については、ペット飼養数が増加している一方で、不適切な飼育に起因する近隣への影響や、遺棄、虐待、多頭飼育問題の増加が懸念されています。適正飼養の普及啓発をより一層推進し、動物による危害防止や生活被害等への適切な対応、動物愛護管理法に基づいた遺棄・虐待等に対する取組を進め、マイクロチップ装着義務化に対し適切な対応や指導を行うとともに、狂犬病の発生時に備えた対策を推進します。

葬祭場の管理運営事業については、火葬需要の増加や葬儀形態の多様化等の課題について、指定管理者との連携や関係業者との調整を図り、安定的な運営に努めます。また、施設の老朽化等に適切に対応しながら、安全で円滑な運営に努めます。

## 11 新型インフルエンザ等対策

平成 25(2013)年度に「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成 28(2016)年度にガイドラインを作成しました。国は新型コロナ対応における様々な課題を踏まえ、新たに内閣感染症危機管理統括庁を司令塔組織とした体制を構築し、政府行動計画を改定することが示されていることから、今後の国や県の行動計画の改正動向を注視し、本市の行動計画、ガイドラインの見直しを進めていきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動への影響を最低限に抑えるために、平時から関係部局、近隣自治体と連携を強化し、医療体制や住民接種体制及び特定接種体制について整備を進めていきます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生を想定し、広く医療機関職員及び行政職員を対象としたワークショップや研修の開催、医療機関と連携した訓練をリモート開催も考慮して実施し、新型インフルエンザ等対策の普及啓発及び発生時の対応を円滑にする体制整備を行います。

なお、令和 2(2020)年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症と同様に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)において「新型インフルエンザ等」に定義付けられる新たな感染症が発生した際は、住民生活・経済など社会全般に及ぼす影響が多岐に渡ることから、法に基づく適切な対応について、庁内関係部署、地域の自治体並びに市内医療機関及び関係団体等と連携して対応することで、感染症のまん延の防止に努めます。

## 12 感染症対策

近年、交通手段等の発達に伴う人・物の交流・移動の増大、国際交流の推進により、感染症が限定的な地域での流行にとどまらず、国内での感染拡大、さらには国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっています。エボラ出血熱、中東呼吸器症候群(MERS)、ジカウイルス感染症等に加え、令和 2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症が国内及び世界で流行し、国際社会にとって大きな問題となりました。本市では、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて令和 6(2024)年 3月に「川崎市感染症予防計画」を策定し、平時からの保健所体制や検査体制の強化、人材育成、療養環境の整備等を進め、次の感染症危機に備えて主体的・機動的に感染症対策を推進していきます。

本市は臨海部が国際空港に隣接しており、麻しんや侵襲性髄膜炎菌感染症等、海外で流行する感染症の侵入のおそれが高いため、引き続き、感染症対策の強化を継続して実施していきます。

また、国際社会で大きな課題となっている薬剤耐性(AMR)対策について、平成 29(2017)年度から開始した、医療機関及び社

会福祉施設等との地域連携の取組を強化するとともに、市民への普及啓発を実施していきます。

平時から、様々な媒体を活用し、より広い世代の方にインフルエンザや感染性胃腸炎等に関する標準予防対策や、発生時のまん延防止対策に関する普及啓発を実施するとともに、社会福祉施設等でこれらの感染症が集団発生した場合には、関係機関と連携し、早期に迅速に対応することで、影響を最小限に抑えるようにします。

国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、早期発見・早期治療のために肝炎ウイルス検査の受検の促進を推進するとともに、平成27(2015)年度から開始した「陽性者フォローアップ事業」を継続し、感染者を適切な医療へ繋げるための取組を進めていきます。風しん対策については、令和6(2024)年度に46歳から62歳になる男性を対象に、国の追加的対策事業としての抗体検査と第5期定期予防接種を無料で実施するほか、市の独自事業についても、平成30(2018)年12月から対象者に追加した、令和6(2024)年度に36歳から65歳になる男性に対する無料の抗体検査と予防接種費用の助成を継続し、先天性風しん症候群の発生を防止する取組を強化します。

### **13 予防接種**

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の維持・向上に寄与するために、定期の予防接種を実施します。

「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、接種率向上への取り組みとして、予防接種台帳管理システムを活用し、未接種者の迅速な把握及び適切な接種勧奨をしていきます。

令和6(2024)年4月から5種混合ワクチン及び15価の小児肺炎球菌ワクチンが定期接種に位置づけられ、また、令和4(2022)年から実施されたHPVワクチンのキャッチアップ接種が令和6年度末に終了するため、接種対象者に対し適切な周知や再勧奨を実施します。

令和3(2021)年2月から新型コロナワクチンの特例臨時接種を実施してきましたが、令和6(2024)年度以降は、高齢者に対する定期接種として実施します。

### **14 エイズ・結核対策**

新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、全国的には横ばい傾向で、以前はエイズを発症してから医療機関を受診し、いきなりエイズと診断される事例が見受けられましたが、最近では明らかな症状がない状況でスクリーニング検査を受けHIVに感染していることを知らされる割合が増えました。従前から実施している区役所や日曜検査相談室による無料匿名検査や12月の世界エイズデ

一前後のイベント検査を継続して実施します。また令和5(2023)年には梅毒陽性者が過去最高となったことから、HIVスクリーニング検査の機会に同時検査が実施できる検査体制を維持・拡大して実施します。これまで以上に感染予防のための正しい知識の普及と利便性の高い検査体制の整備を推進していきます。

結核は、令和4(2022)年の全国の結核罹患率は8.2、本市の結核罹患率も8.2と、全国と同様、年々減少傾向になってきているところです。また、全国と同様に高齢者の結核早期発見は課題であり、加えて若年層での患者発生、定期健診不徹底や外国生まれの結核患者への療養支援等も課題となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限が緩和され、高まん延国からの入国者の増加も見込まれることから、結核患者の増加が懸念されます。結核を正しく理解してもらうための継続的な普及啓発、長引く咳等の有症状者への受診勧奨、事業所や学校が行う定期健診の勧奨、患者療養支援の徹底、医療機関への診断に関する研修などの対策を強化し、地域特性をふまえた有効な予防対策を進めていきます。

## 15 食品衛生対策

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による大規模食中毒、食品の不適切な表示、食品への異物の混入等、食品の安全性に関する問題が発生しており、近年は、広域流通食品により食中毒患者が散発的に広域で発生する事例が散見されるため、自治体間の連携の重要性も高まっています。

また、テイクアウトやデリバリーサービスの普及など社会情勢の変化に応じた食生活の多様化も加速しています。

これらのことから、食品の安全性の確保を図るため、川崎市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の検査や施設の監視を行い、食品衛生法等で定められた基準への適合を確認します。

食中毒等の発生時には、原因究明や健康被害拡大防止対策を講じ、広域規模の事例では、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会を活用するなど庁内外関係機関との連携を強化し、迅速に対策を講じます。

また、原則、全ての食品等事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理が適切に実施できるよう、導入支援と導入確認を推進していきます。

食品表示については、安全性に影響を及ぼすアレルギーや消費期限、原料原産地や遺伝子組換え食品を中心に、食品表示法の基準に適合しているか監視指導を行います。

さらに、市民や関係団体に対し、食品の安全に関する正しくわかりやすい情報の発信を行い、リスクコミュニケーションを行います。

# (7)

# 医 療 保 険 部

## 1 国民健康保険

国民健康保険制度は、職場等の医療保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者等を除く全ての住民が加入する医療保険制度で、国民皆保険の基礎となっています。被保険者に高齢者や低所得者を多く抱える構造的要因から財政基盤が脆弱であり、さらに、医療の高度化や高額な薬剤の増等により、一人当たりの医療費は増加を続けており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

本市においては、医療費増加の一因となる生活習慣病の早期発見、重症化予防に重点を置き、引き続き、医療費及び資格適用の適正化対策、保険料の適正賦課を実施するとともに、保険料の収納対策においては、委託事業者による架電、訪問徴収などの初期未納対策のほか、全市一斉の文書催告や差押、搜索などを着実に実施するとともに、定型的な入力・発送業務を保険事務センターに集約するなど、効果的・効率的な取組を実施しています。

また、国民健康保険の各手続のうち、葬祭費支給申請や過誤納金還付請求など、オンライン申請の構築が可能な手続について、段階的に対応するとともに、国民健康保険システムにおいては、国が目指す令和7(2025)年度自治体システム標準化への対応を進めます。

## 2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市町村と保険者である後期高齢者医療広域連合が連携して運営しています。75歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度が円滑に運用されるよう、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請・届出の受付等の市町村事務を適正に実施します。

また、被保険者数や医療費の更なる増加が見込まれる中、高齢者の保健事業においては、健康診査事業や低栄養改善指導事業を実施するなど、高齢者の特性を踏まえ、被保険者の状況に応じた、きめ細やかな対応を行うため、引き続き、国民健康保険の保健事業及び介護保険制度の地域支援事業との一体的な実施を推進するとともに、後期高齢者医療システムにおいては、国が目指す令和7(2025)年度自治体システム標準化への対応を進めます。

### **3 国民年金**

国民年金は、原則として20歳以上60歳未満の国民が加入対象であり、基本の老齢基礎年金のほか、病気や事故によって一定の障害が残った場合や、生計維持者が死亡した場合など、不測の事態に備えるものもあります。

給付の財源は、現役世代の加入者が納める保険料等であり、世代を超えて支える仕組みとして、高齢化が進行していく中においても、制度の維持や安定的な運営が必要となります。

国民年金事業の主体は国ですが、市町村では法定受託事務として、第1号被保険者に関する年金加入・喪失等の届書、保険料免除申請書及び一部の年金請求書を受理し、それらの書類を日本年金機構に送付する事務を行っています。

また、協力・連携事務として、国や日本年金機構と連携して各種年金相談や年金制度の広報等を行っています。

今後も、国において、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金給付水準の確保を図るための検討や手続のオンライン化が進められることから、法改正等に従い、法定受託事務及び協力・連携事務を適正に執行するとともに、国民年金システムについて、国が目指す自治体システム標準化への対応を進めます。

### **4 自立支援医療(更生医療・精神通院医療)・重度障害者医療費助成制度**

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療(更生医療・精神通院医療)や重度障害者が医療機関等に受診されたときの保険医療費の自己負担額を助成する重度障害者医療費助成を実施します。

また、重度障害者医療費助成制度においては、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化や、神奈川県補助制度の見直しなど、状況が変化していることから、持続可能で安定的な制度のあり方について、引き続き、検討を進めていきます。

### **5 指定難病医療費助成制度**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国が指定する難病に関する医療費の助成及び指定医療機関・指定医の指定などについて、公平かつ安定的に制度を運営していきます。

また、急速な高齢化の進展、平均寿命の伸び及び医療の高度化に伴い、今後も受給者数の増加が見込まれることから、制度運営の更なる効率化に努めます。

## (8)

# 総合リハビリテーション推進センター

### 1 全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を実現する具体的な取組として「地域リハビリテーション」を位置付け、対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションを推進します。

具体的には、南・中・北3か所の地域リハビリテーションセンターを中心として、より困難な課題を抱える制度の狭間にある方や複合的なニーズを有する方が、適切な支援を受けながら地域で生活していくことができるよう、専門的な相談支援を包括的に提供します。

### 2 全市的なサービスの質の向上

高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上や、関係機関、事業所等のネットワーク化を推進する機能を持つ全市的な連携拠点として、保健医療福祉に関する地域資源の連携を進めていきます。

具体的には、先進事例の情報収集や課題の検討（調査研究業務）、施設・事業者間連携の強化に向けたサポート（連携調整業務）、相談支援従事者に対する専門的な研修の計画・実施（人材育成業務）を推進します。



## (9)

# 健康安全研究所

### 1 健康安全研究所の運営

感染症や食中毒、未知物質混入等の健康危機事象発生時はもとより、平常時から地方衛生研究所としての基本機能（試験検査、調査研究、情報発信、研修指導）を十分に発揮することにより、本市における科学的かつ技術的中核として地域保健対策を効果的に推進し、市民の健康で安全な生活を守るための総合的検査機関としての役割を担います。

また、殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）に位置する立地を生かし、ライフサイエンス分野における共同研究を推進し、公衆衛生の向上に寄与できる研究成果の創出を目指します。

さらに、感染症情報発信システムを活用して市内医療機関との情報共有ネットワークを強化するとともに、本市における実地疫学専門家の育成と疫学調査を支援するネットワークの構築に向けた取組（FETP-Kプラン）を進めることで、感染症対策を専門的に支援し、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応します。

## (10)

# 看護大学

### 1 看護大学の運営

医療技術の進歩による医療の高度化・専門化に伴い、広い看護ニーズに対応できる資質の高い看護職員の養成が求められていることから、看護に関する高度な知識及び技術について教授・研究し、併せて地域包括ケアシステムに資する有能な人材を育成します。

また、地域や市内関係機関との連携を強化し、市立病院をはじめ、市内医療機関への就職を推奨することにより、医療人材の確保に努めていきます。さらに、より高度な専門性と実践力を有する看護職等の養成のため、令和7年(2024)4月の大学院開学に向けた取組を進めていきます。

COLORS,  
FUTURE!  
ACTIONS  
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和6(2024)年度事業概要  
川崎市健康福祉局

令和6(2024)年4月発行

発行・編集 川崎市健康福祉局総務部企画課